

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題としており、十分な議論と迅速な意思決定により経営の効率化を図り、日常的な経営状況に対して、牽制・監査・監督を絶えず機能させることにより、公正かつ透明性の高い経営が行える体制としております。

また、企業としての「社会的責任を積極的に果たすこと」が当社の経営理念の根幹と考えており、この理念が日常の組織業務での十分な浸透を図るべく運営し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則2-4-1】(中核人材の登用における多様性の確保)

当社は、優秀な人材については性別・国籍に関係なく採用活動を行っております。また必要に応じて中途採用も適時行っており特に事業拡大中のアジアや欧州の海外子会社に中途採用者を派遣し特殊技術やノウハウを現地で指導しております。採用時に経験や知見の他、異文化適合性や多様な環境での耐性等総合的に評価し適性の認められるものを管理職に登用しており多様性の確保に努めております。なお、海外子会社では、工場の規模に応じ主に現地社員で構成されており又、管理職含めた中間及び上級層も多数の現地外国人が在籍しており、現在現地外国人役員は合計で5名おります。

女性活躍推進の為、現在国内本社及び工場に於いて合計10名の役職者が在籍しております。一般職に於いても研究開発や改善活動等、女性ならではの視点・感性での提案等、取組んでおり上記と同様に多様性を意識しながら適正を見て管理職への登用を検討しております。秘匿性の高い特殊な事業故に特定の目標値の開示は容易なことではありませんが事業拡大に応じて現状より増加させる方向です。多様性確保に向けた人材育成方針の一つとして外部専門コンサルタントを講師とし将来の役員候補の為の幹部向け研修(月2回)や管理職向けオンライン・ビジネススクール履修等の育成手段で人的資本を強化しておりますが、社内環境整備方針を含めサステナビリティ委員会でのテーマの一つとして取組んでおります。

【補充原則4-2-1】(経営陣の業績と連動する報酬プラン)

当社取締役報酬の支払いは、現金支給にて行っております。その額は、株主総会にて承認された限度額内において、会社業績に応じて取締役会にて適切に決定しており、健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けが行われております。

【補充原則4-3-2】(CEOの選任)

最高経営責任者の選任につきましては、一律の評価基準や選任要件は定めておらず、任意の諮問委員会を設置しておりませんが、独立社外取締役が出席する取締役会において業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ協議し、適切に決定しております。

【補充原則4-3-3】(CEOの解任)

最高経営責任者である社長の解任につきましては、一律の評価基準や解任要件は定めておりませんが、万一、最高経営責任者が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断された場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

【補充原則4-10-1】(指名委員会・報酬委員会の権限・役割等)

当社は、監査等委員会設置会社で、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、毎月開催される取締役会の開催の前に情報交換を行うなど、独立社外取締役との緊密な連携体制を構築しております。よって、現在は取締役の指名・報酬委員会を設置しておりませんが、独立社外取締役を含む監査等委員会の助言、確認を得たうえで、取締役会で決定することにより、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

当社は、業務提携・安定的取引関係の強化など経営戦略の一環として必要と判断する企業の株式を、政策的に保有しております。保有する株式については、個別銘柄毎に保有する意義と資本コストを踏まえた経済合理性を定期的に検証し、取締役会に報告しております。保有する意義や合理性が認められないと判断した株式は適時・適切に売却する方針です。

当社は、当社と投資先企業双方の企業価値への寄与を基準に議決権を行使します。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、その役員や子会社、主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することが無いよう、あらかじめ取締役会の承認を得るものとします。なお、取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会の承認を得ることとし、また、当該取引の内容は、法令の定めるところにより開示するものとしております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金の積立金の運用に関し、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるように努めており、投資先の選定については、妥

当性や合理性の検証に加え、関連するリスク管理の実効性を検討の上決定します。また、運用状況については、定期的に確認することとしております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

1. 会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画は、当社ホームページにおいて、開示しております。

<https://www.ariakejapan.com/ja/company/principles.html>

<https://www.ariakejapan.com/ja/about.html>

【補充原則3-1-3】(サステナビリティについての取り組み)

当社ホームページにおいて、開示しております。

<https://www.ariakejapan.com/ja/esg/esg559802663242890214.html>

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。

3. 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬としての固定報酬は、担当職務、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して各人毎に定め、毎月支給します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、対象期間の連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標とし、それらの目標達成状況に応じて変動することとしております。

c. 報酬等の割合及び報酬等の決定の委任に関する方針

当社の取締役の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会より委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、業務分担の状況等を考慮して、監査等委員の答申に基づき決定しております。

4. 経営陣幹部の選解任及び取締役候補(監査等委員である取締役を除く。)の指名につきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なりスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮しており、監査等委員候補指名におきましては、財務・会計、法務に関する知見、当事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。また、経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合、取締役会に先立ち、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、監査等委員を含む取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

5. 取締役及び社外取締役個々の選任・指名についての説明は、「株主総会招集通知」に個人別に示しております。

【補充原則4-1-1】(経営陣への委任の範囲の概要)

当社は、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会を運営しております。また、経営陣は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務を遂行しております。

【原則4-9】(独立性判断基準)

社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識を重視しております。東京証券取引所が定める独立役員要件を充たし、一般株主と利益相反の生じおそれのない社外取締役を独立社外取締役に選定しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

当社の取締役会は、営業・技術・生産・管理に精通し、経営能力を十分に有する取締役、ならびに高い見識及び経営者としての豊富な経験を有する独立社外取締役に構成されております。

これにより、迅速かつ効率的な意思決定が、当社の持続的な成長を可能とし、中長期的な企業価値向上を達成しうる観点から、当社にとって最適となるよう努めて参ります。

取締役の実効性のさらなる向上と構成バランスを可視化できるよう、独立社外取締役を含めたスキル・マトリックスを当社ホームページにおいて、開示しております。

<https://www.ariakejapan.com/ja/esg/sustainability/governance.html>

【補充原則4-11-2】(取締役の兼任状況)

当社の取締役は、それぞれの役割や責務を適切に果たすために必要な時間と労力を充てております。なお、社外取締役・取締役の兼任状況は有価証券報告書にて開示しております。

<https://www.ariakejapan.com/ja/ir/library/securities.html>

【補充原則4-11-3】(取締役会の評価)

当社は、すべての取締役・監査等委員に対し、取締役会評価のための自己評価アンケートを行い、全員の回答結果の集計、評価を行い、その評価結果から抽出された課題、今後の対応について開示しております。

【補充原則4-14-2】(取締役のトレーニング方針)

当社の取締役において、証券代行機関が主催するセミナーや東京証券取引所によるトレーニングプログラムなど、外部の研修・セミナーを活用し、取締役として必要な知識の習得に努めております。また、監査等委員については、日本監査役協会による外部研修、講習会に参加し、監査等委員として必要な知識の習得および監査等委員の役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は株主との建設的な対話を重視しており、機関投資家等との対話(面談)の申し込みについては、決算前の一定期間を除き随時対応しております。また、機関投資家・アナリスト向けに代表取締役をはじめ経営幹部をスピーカーとする決算説明会を年2回(期末、第2四半期)行い、その録画或いは音声を当社ホームページで配信することにより、個人株主の皆様とも情報を共有しております。そのほか、平時に於きましては定時株主総会終了後に経営幹部と株主との対話の場として株主懇談会の場を設け、株主との建設的な対話に努めるなど、当社を取り巻く経営環境を踏まえた取り組みに対する理解が得られるよう、IR活動を通じてご理解いただけるよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ジャパンフードビジネス株式会社	10,618,991	33.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,261,200	10.24
公益財団法人岡田甲子男記念奨学財団	2,196,150	6.90
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,760,590	5.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,647,100	5.53
株式会社王将フードサービス	784,284	2.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	617	1.94
BBH FOR UMB BK,NATL ASSOCIATION-GLOBAL,ALPHA INTL SMALL CAPFUND LP	523,280	1.64
JP MORGAN CHASE BANK 385632	475,080	1.49
株式会社かんぽ生命保険	420,000	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大野 剛義	他の会社の出身者													
錦 徹	弁護士													
星野 誠之	公認会計士													
佐々木 隆彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野 剛義				大野剛義氏は、金融・経済に携わった長い経験と広汎な知識を有しており、その高い知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。また、上記aからkまでのいずれにも該当せず、当社が独自に定める判断基準により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

錦 徹				錦徹氏は、長年にわたり弁護士として活躍しており、豊富な経験・知見を活かし、取締役会における業務執行の監督のみならず、経営の透明性・公平性を高めるため幅広い見地から客観的な指摘、助言等、適切な役割を果たすことができると判断し、選任しております。また、上記aからkまでのいずれにも該当せず、当社が独自に定める判断基準により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
星野 誠之				星野誠之氏は、公認会計士として財務や会計の分野に関する豊富な知識と経験、会社法及び金融商品取引法に精通しており、適切な企業監査に必要な人材として選任しております。また、上記aからkまでのいずれにも該当せず、当社が独自に定める判断基準により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
佐々木 隆彦				佐々木隆彦氏は、経営コンサルタントとしての幅広い知見を人的資本の観点から組織構築と人材育成の分野について強化するに為に適任と判断し選任しております。 上記aからkまでのいずれにも該当せず、当社が独自に定める判断基準により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

常勤の監査等委員(社内取締役)を設置することで、取締役会ほか社内的重要会議への出席により、十分な監査及び経営監視ができる体制が整っていると判断しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

取締役及び従業員が監査等委員に報告すべき事項、監査等委員が出席する会議体、監査等委員が閲覧する書類等を明確に定め、取締役及び従業員に対して周知徹底を図るものとしております。

また、上記にかかわらず監査等委員が必要に応じていつでも取締役及び従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとしております。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告し、監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行い、あわせて内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求め、重要課題への対策、解決を図ります。

また、監査等委員は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬としての賞与は、対象期間の連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標とし、それらの目標達成状況に応じて変動することにしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の2023年3月期における取締役に対する報酬額は、取締役(監査等委員であるものを除く。)5名に対し120,330千円、取締役(監査等委員(社外取締役を除く)1名に対して12,150千円、社外取締役3名に対し19,350千円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本報酬に関する方針

基本報酬としての固定報酬は、担当職務、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して各人毎に定め、毎月支給します。

2. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、対象期間の連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標とし、それらの目標達成

状況に応じて変動することしております。

3. 報酬等の割合及び報酬等の決定の委任に関する方針

当社の取締役の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会より委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、業務分担の状況等を考慮して、監査等委員の答申に基づき決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当部署や担当者は設置しておりません。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
岡田甲子男	特別相談役	取締役在任期間中の取引先等との関係維持・拡大	非常勤、報酬なし	2016/6/17	1年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化およびさらなる経営の健全性と透明性の向上を目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

取締役会においては、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議し、それぞれに基づいた業務執行状況を監督しております。その一方、透明性と客観性を担保するために社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置することで議決権を持つ監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)により、取締役会の監査・監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、また、十分な経営の経験と知識を備え、卓越した見識を有する人材で、かつ当社の特定関係事業者の業務執行者等に該当しない個人から、社外取締役を選任することを方針としております。

社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役である監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査等委員会において相互に職務執行の状況について報告を行うとともに、内部統制室および会計監査人と必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にして、監査の実効性と効率化の向上に努めております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性の高い社外取締役3名が在籍する監査等委員会を設置することで、取締役の職務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化が図れるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集ご通知の発送前早期Web開示を実施しております。 第45回定時株主総会(2023年6月23日開催) 招集通知発送前Web開示 2023年6月1日(22日前) 議決権の電子行使プラットフォームの採用
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会にはより多くの株主様にご出席いただき、十分に会社の経営施策・実績および工場オペレーションの理解を深めていただくとともに、株主の皆様のご意見を頂戴し、経営の参考にあつたたく、1999年より集中日を避けて定時株主総会を実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>情報開示に関する基本方針 適時開示につきましては、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則(以下「適時開示規則」といいます)」に則って、迅速な情報開示を行います。また、それ以外の情報に関しましても、お客様、株主・投資家、代理店、社員をはじめ、広く社会の皆様のご判断のお役に立つべく、迅速、正確かつ公平な情報開示に積極的に努めます。なお、当社は、日本の法令および証券取引所規則等に基づいて適切な情報開示を行います。</p> <p>情報開示の方法 証券取引所規則等に基づく情報開示に関しましては、東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム(Timely Disclosure network:Tdnet)」によって開示するほか、報道機関等を通じて開示するとともに、その後、速やかに当社のホームページにも掲載します。また、それ以外の情報に関しましては、当該情報の内容に応じて、適切な方法により開示します。</p> <p>この基本方針によって開示する情報は、アリアケジャパン株式会社の活動を正確、迅速かつ公平にお伝えする目的のものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。</p> <p>上記内容は当社ホームページにて公表しております。 https://www.ariakejapan.com/ja/disclosure.html</p>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表、第2四半期決算発表、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、有価証券報告書、IRレポート、決算説明会資料等の決算情報およびその他の開示資料を掲載しております。また、年2回行われるアナリスト・機関投資家向け決算説明会の模様を動画、音声配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する事項は経営管理室にて行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動基準において、「アリアケグループで働くすべての役員及び従業員は、人々の健康と安全に深く関わる天然調味料事業に携わる者として、ひとりひとりがその社会的責任を自覚し、法令の順守(コンプライアンス)はもとより、常に高い倫理観を持って誠実性、公正性に根ざした社会良識をもって行動し、社会から求められる企業の社会的責任(CSR)を果たすため以下の行動基準に基づき行動します。」と定め、各ステークホルダーとの公正な関係の構築と維持に努めております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社では、グローバルに事業活動を行うにあたり、その国や地域の文化、慣習を尊重し良き企業市民として社会貢献活動を進めます。」と定めております。特に、創業者が設立した岡田甲子男記念奨学財団では、将来を担う世代への人材育成支援を行っております。また、会社としては、様々なイベントやプロジェクトで地域社会との交流や人材育成支援を行っております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>独自のビジネスモデルを活かした事業活動により、株主利益の最大化に努力し、また、透明性の高い経営、適切な会計処理、情報公開に努めております。なお、株主、投資家との対話の窓口は、経営管理室がその役割を担っております。また、私たちは、お客様、お取引先、株主の皆様、地域社会などの全てのステークホルダー(利害関係者)の皆様に対して、法令で定められた範囲にとどまらず積極的かつ適切に情報開示を行っております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、取締役会決議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
 - ・代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
 - ・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - ・取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員の監査を受ける。
 - ・使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動をとる規範を示した「企業行動基準」を定め、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に則り、適正に処分する。
 - ・コンプライアンス上、疑義ある行為について使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士等の専門家を通じて会社に通報できる「内部通報規程」を作成し、これを運営するものとする。
 - ・業務執行部門から独立した内部統制室が内部監査計画に基づき定期的に内部監査を実施し、当該取締役及び監査等委員に報告する。

- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - ・法令または証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行う。

- 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
 - ・リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とし、委員については外部より弁護士、技術士等の専門家を加えた「リスク管理委員会」を設置する。
 - ・リスク管理委員会は、事務局を内部統制室に設置することができる。
 - ・リスク管理委員会は、リスク管理の状況等につき、取締役会に定期的に報告する。
 - ・リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。また、リスク管理委員会は、適宜テーマ別ワーキンググループを設置するものとし、当該ワーキンググループは、与えられたテーマに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行う。
 - ・不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。

- 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - また、決裁に関する職務権限規程において、取締役決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、社長決裁事項に関しては、原則として、月1回または随時開催している取締役会にて審議または報告を行う。
 - ・取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするるとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき当社の事前承認を求める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社へ報告する。
 - ・監査の結果、当社及び子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、ただちに、取締役、監査等委員会及びその他担当部署に報告される体制を構築する。
 - ・子会社については、関係会社管理規程に基づき所管部門が管理を行い、業務の整合性の確保と経営効率の向上を図るものとする。
 - ・当社及び子会社のリスク情報の有無を監査するため、内部統制室を中心に定期的な監査を実施する体制を構築する。

- 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査等委員の職務を補助するため、必要に応じ使用人若干名を置くことができ、監査等委員が要請を行ったときは代表取締役社長との間で意見交換を行う。

前号の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員より監査等委員を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得なければならないものとする。

当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

・取締役及び従業員が監査等委員に報告すべき事項、監査等委員が出席する会議体、監査等委員が閲覧する書類等を明確に定め、取締役及び従業員に対して周知徹底を図るものとする。

・上記にかかわらず、監査等委員が必要に応じていつでも取締役及び従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとする。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

・当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。

・当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

・監査等委員会に報告したことを理由として不利な取り扱いは一切行わないことを内部通報規程に定め、これを徹底する。

当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

・監査等委員がその職務の執行にあたり、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を利用する場合には、職務の執行に必要なでない場合を除き、会社がその費用を負担する。

その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図るものとする。

・監査等委員会は監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行なうことができるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度をとることにしており、それをすべての従業員に遵守させるために、「企業行動基準」に反社会的な勢力・団体との関係の排除と、断固として対決することを定めております。

また、平素より警察等当局との連携・協力を行之、事案発生時には速やかに対応できるよう努めております。

その他

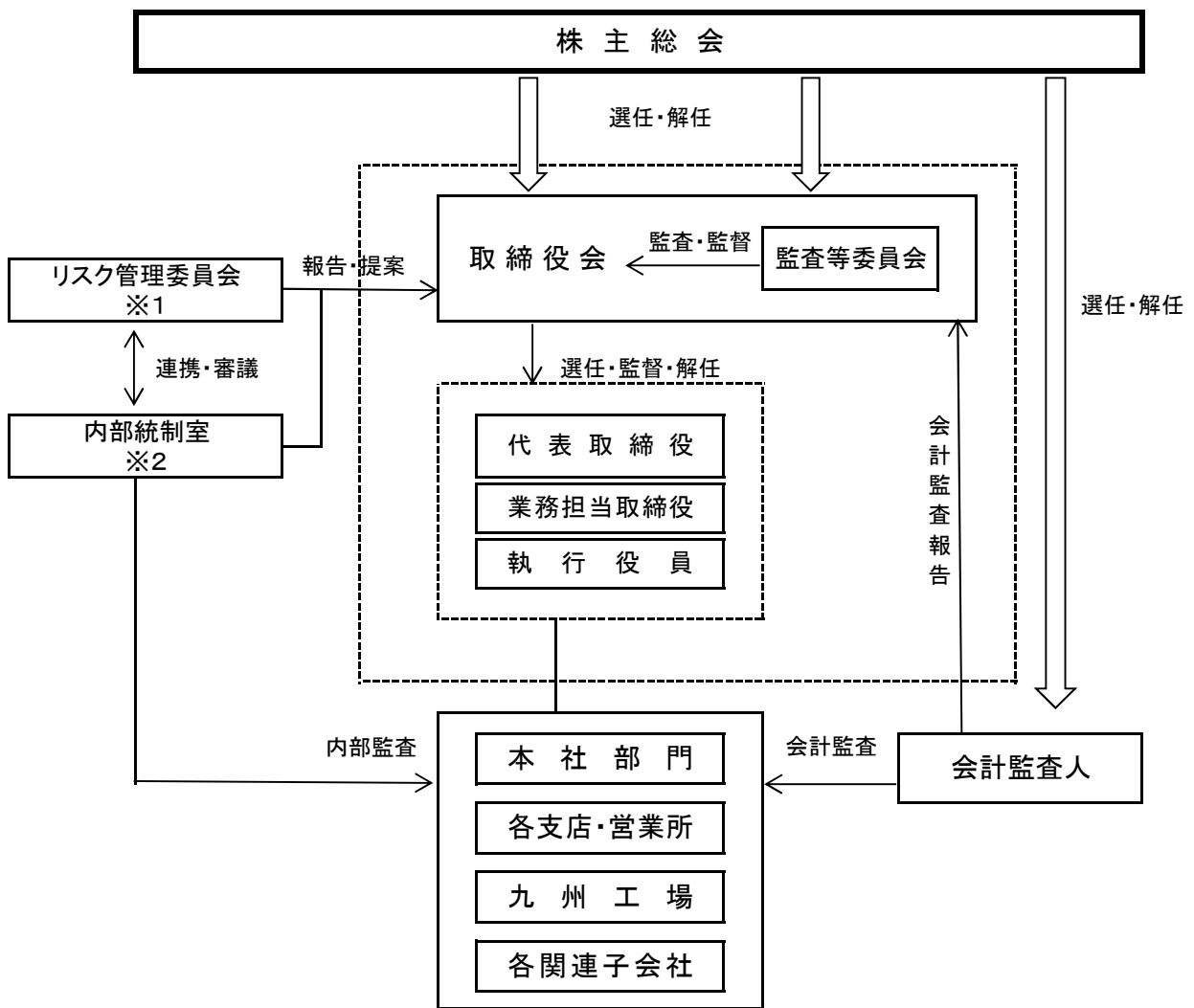
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



- ※1 リスク管理委員会委員長 代表取締役社長
- ※2 リスク管理委員会事務局 内部統制室

【適時開示体制の概要（模式図）】

